

まえがき

著者	梅原 弘光
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	406
雑誌名	東南アジアの土地制度と農業変化
ページ	i-vi
発行年	1991
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00013585

まえがき

本書にまとめられたのは、1988年度と89年度の2年間にわたり実施された「東南アジア農業における土地問題の新展開」研究会の成果である。

東南アジア地域の伝統農業は1960年代の後半から大きな変化の過程にあるが、われわれはそれを農業の商業化と捉えた。植民地時代にプランテーションの形で飛び地的に移植された商業的農業生産が、「緑の革命」と呼ばれた技術革新を契機に、農業関連産業を推進者として、伝統的農業部門を次々と席卷していく過程とみたからである。この点については、先に、農業商業化の村落社会への影響、食糧農業部門の商業化、農業関連産業と商品作物部門の展開の諸相を、『東南アジア農業の商業化』（アジア経済研究所、1989年）にまとめた。

こうした研究成果に立つと、商業化のさらなる展開は、この地域の農業問題の核心である土地問題の性質を大きく変えるであろうことを予想させる。すなわち、従来のような高率小作料、耕作権の不安定性、小作人の地主への身分的隷従、農民耕作地の零細性など、主として地主・小作関係に根差す土地問題から、小作制度の変更、土地なし農民層の大量堆積、土地なし農民を含めた農地改革の必要性、自作農主義の変更、企業や商人による農民・土地支配、土地紛争の頻発といった新たな土地問題の展開が予測されるのである。そうした新たな展開の実態を把握することが、この研究会の趣旨であった。

研究会の成果としては合計10本の論文があったが、本書にはうち9本を収録した。これら9本の論文は、いずれも土地制度の構造、変化、改革を取り扱ったものであるが、地域的には東南アジア諸国に関するものの中に1本だけ日本に関するものが含まれている。これは、われわれが東南アジアなど諸外国の農業、農村変化を理解しようとする場合、日本の経験との対比が不可

欠の前提であるという認識から、日本農業の研究者に研究会メンバーとして加わってもらっているからである。

各論文の議論の中心がどこに置かれているかによって、全体は大きく三つに分かれる。第1に農地制度改革、第2に土地制度の実態、第3に土地制度の変化、に関する分析である。

著しい土地集中を背景に農村社会不安が繰り返されるフィリピンでは、1930年代から新開地への農民の入植、50年代から地主所有地の小作人への再配分、による農地改革が試みられてきた。しかし、計画の実効は薄く、歴代政権により法律制定だけが繰り返されて今日に至っている。86年に登場したアキノ政権もまた、農地改革を一大公約に掲げたが、法律制定が大幅に遅れたうえにその後の実施も順調とは言いがたい。第1章の滝川論文は、このアキノ政権の農地改革を取り上げて、法律の制定経過と内容を詳細に検討して問題点を明らかにし、今後の展望に言及した。法文上ならびに政権の性格に関わる主要問題点として、(1)現行農地改革法(RA6657)の規定の全般的複雑さと曖昧さ、(2)米・トウモロコシ作付地の改革における現行法と小作解放令(PD27)の間の規定上の齟齬、それがもたらすであろう改革現場での混乱の可能性、(3)解放証書乱発とそれに伴う権利の変則状態、(4)改革に伴う農家・非農家間の格差拡大とそれが招く社会的安定の損傷、(5)「自発的売却申請」規定と土地価格過大評価問題、などが指摘され、将来展望として農地改革の後退と軍事対決の前面化を予測した。

戦後日本の農地改革ならびに農地法の理念は、耕作者と所有者の一致、つまり自作農主義であった。ところが、その後経済の高度成長期を経て自立経営農家育成が試みられる段階になると、早くも自作農主義にたつ農地法体制がかえって大きな桎梏となるという矛盾に直面する。それが何故であるかを明らかにしようとしたのが第2章の田中論文である。この設問に答えるべく著者は、戦前期の土地政策、戦後の第1次農地改革、占領軍の構想、国内諸勢力の対応を検討して、以下の点を結論とした。(1)占領軍はジェファーソン思想に基づいて自作農主義に立ったが、日本国内でも自作農主義は戦前から

強かったこと、(2)この自作農主義を強調したあまり、改革達成と同時に自作農制の崩壊を恐れて農地法制定によるその恒久化を図ったが、その場合経済的に豊かで安定した自作農の創設、つまり経営規模の問題が先送りになったこと、である。これらの指摘は、東南アジア地域の農地改革、開拓入植政策の現状分析、将来展望に対して大きな示唆を含んでいるように思われる。

マレーシアのケースを取り扱った第3章の堀井論文では、独立当初の自作農主義がその後の過程で後退し、現在農民は完全に土地所有から切り離されて労働者化する様子が描かれる。独立後のマレーシア政府は、マレー人零細農民ならびに土地なし農民問題への対応として積極的入植政策を展開してきた。1956年の土地開発法、60年の集団入植法、65年の改正法がそれである。これら入植政策のもとでは、当初、入植者個人に土地所有権が与えられ明らかに自作農創設が試みられたが、70年代から新規入植地は入植者の集団または協同組合所有となり、さらに80年代以後の入植地は連邦土地開発庁の所有となり、入植農民は単にスキームの一労働者にすぎなくなった。こうした入植民の土地所有権制限の理由として、FELDA内に広がったイスラム原理運動への対応と、民営化に向けた伏線、という点が指摘された。

第4章から第6章までの3論文は、ビルマとタイの土地制度の実態について論じたものである。

ビルマの土地制度については、近年、一次資料の発掘が進み、植民地時代以前の様子がかなり明確になりつつある。斎藤氏は、最近の論文で前植民地期最後の王朝コンバウン期の土地保有についてその制度的枠組みと現実の土地の動きに注目し、当時すでに農民の私有地はもとより王務従事者階層の扶持地、給地までも私有地化する傾向にあったことを明らかにした（『アジア経済』第30巻第5号、1989年5月を参照）。その場合不明のまま残ったのが、王権と個人の間を介在する中間的土地所有権の存否であった。第4章の斎藤論文が取り組んだのはその点である。その際に著者は、従来封建的土地所有の一形態とされてきたコンバウン期のミョウに注目、その起源、統治者とその系譜、領域概念、王権とミョウの支配者ミョウダジーの関係、ミョウダジーの

権力と平民の支配様式などを財務調書の『シッターン』を使って検討し、同時期の社会構成に位置づけされた土地保有制度を明らかにしようとした。資料的制約のために最終結論は将来に持ち越されたが、ミョウの実態がかなり明確になったこと、それから判断するかぎりミョウに従来いわれてきたような封建概念を当てはめるのは無理なこと、が実証された。

その後イギリス植民地時代に近代的土地所有概念が持ち込まれたが、独立後の1953年には土地国有が宣言され、62年から88年までビルマ式社会主義体制下で耕作権の国家管理が行われた。その実態については最近少しずつ明らかにされてきたが、それも主に下ビルマについてであって、上ビルマは依然として実態がよく分からないままであった。第5章の高橋論文は、こうした上ビルマの1灌漑村落における実態調査報告で、そこでの発見を著者が別途行った下ビルマでの調査と対比した。

主要な論点は、上ビルマの農村の方が下ビルマの水稲単作農村の場合より、土地の分割、移転、相続がより積極的に行われていること、水田保有規模のばらつきが大きいこと、農産物商品化が進み、作物の種類が多様で生産性が高く、単位面積当たり収益が高いこと、などである。耕作権の国家管理、強制栽培、供出制度が等しく適用されているのに、二つの事例の間になぜこれだけの差異が現れるのかという点について、仮説として以下の2点を指摘した。第1に、上ビルマ農村の農地はボバイン地であったことから行政介入が困難であること、第2に、より重要な点としてネーウィン政権が最重視したのは農産物供出であって、耕作権制度、強制作付制度はそれを補完するものにすぎなかったこと、である。

つづく第6章の藤本論文は、タイにおける土地制度と稲作技術革新の関連を分析したものである。データは、北部、中部、南部タイの3地域にそれぞれ1カ所ずつ調査村を選定し、1985年にそこで実施した農民への面接調査によって収集された。ここで明らかにされたのは、(1)新技術の導入には土地制度はなんの影響も与えなかったこと、(2)機械・設備の導入、肥料・農薬など投入財の使用水準には土地制度の影響が認められること、(3)機械の利用は、

作業委託を通して、経営規模、土地保有形態に関係なく行われること、(4)機械の所有は、土地保有形態別に大差はないものの、規模別には大規模への集中が明確なこと、の諸点である。

第7章から第9章までの論文は、商業化に伴う土地制度の変化を検討したものである。

工業化の進展、米自給達成、商品作物栽培の小農中心生産体制移行などの経済変化が進むインドネシアにおいて、村落レベルでの変化、とくに農地の所有状況と生産関係の変化を実態調査によって確認しようとしたのが加納論文である。調査村は著者が12年前にインテンシブ調査を行ったことがある東ジャワの村で、賃労働制に基づく砂糖きびの商業的生産と刈分け小作制に依拠する食糧作物の自給生産が結合した生産関係をもつ。最近の12年間の変化として確認されたのは、人口増加率の低下、村外への労働力転出、土地なし層比率の増大などがあつたにもかかわらず、食糧作物生産における生産関係にもまた砂糖きびの生産形態にも変化がみられないという点である。これに対して著者は、制度的枠組みに変化がないのは土地なし層からの労働力の過剰供給によるところが大きい、という解釈を下した。

1970年代以降、開発の進展にともなうジャワ島の各地で土地紛争が頻発するようになった。第8章の水野論文は、その背景を住民の土地をめぐる権利確定の不十分さにあるとみて、ジャワにおける土地政策の歴史と、西ジャワ農村での住民の土地権確認書類保有の現状を検討した。その結果、住民占有地の登記事業の著しい遅れ、オランダ植民地期の地稅政策と土地権確定政策の分離の影響、土地権確認書類として土地証書、課稅台帳抄本、土地売買公正証書、慣習法に基づく印紙証など多様なものがみられること、そうして西ジャワにおける農村調査に基づいて土地権確認関係書類、それぞれの立証能力、所有状況、名義の錯綜、階層性などを明らかにした。

フィリピンの米、トウモロコシなど食糧作物部門においては、1960年代後半以降に農業の商業化が大いに進んだ。農地改革もこの間に継続実施された。もっとも、目標の自作農創設という点でほとんど成果がないゆえに改革が継

続されなければならないのであるが、この改革努力自体が土地制度に対してなんらかの影響をもたらしたであろうことも大いに考えられる。にもかかわらず、センサスの全国集計結果には変化は極微にしか現れていない。第9章の梅原論文はこの点に注目して、60年と80年のセンサスを広域行政地区別ならびに州別に分析した。その結果、全国集計には極微としか現れない土地制度上の変化が、地域別には明瞭に捉えられること、とくに中部ルソンや西ビサヤといった中心的農業地帯で以前から小作地率の高かった地域では、その割合が減少し分益小作から定額小作への転換が進む傾向がみられるのに対し、周辺部の地域では小作地率全般の上昇とともに分益小作制も増大する傾向が顕著であることを、明らかにした。

以上がここに収録された論文の簡単な要約である。もう一つの研究会成果は、「大地の破壊、民族の創生——1988～90年のブーゲンビル島土地紛争の経過と本質——」と題する塩田論文である。同論文は、ブーゲンビル島の銅鉱山と住民との間の土地紛争が、すぐれて民族問題としての性格をもっていて、民族独立運動として展開していくことを、パプア・ニューギニアの国家形成ならびにその歴史背景と関連させて論じたものである。本書所収の論文との整合性をやや欠くので、別途『アジア経済』誌に掲載することにした。

2年間の研究の過程では、アジア経済研究所内外の多くの方々から貴重なご教示、ご助言を頂いた。また、本書の出版にあたっては、研究所編集第1課とアジア経済出版会の方々に、編集、校正、製作のうえで大変お世話になった。ここに記してお礼を述べる次第である。なお、本書の内容について、忌憚なきご教示、ご叱正を頂ければ幸甚である。

平成2年秋

梅原 弘光